

<災害査定（机上査定）の流れ>

※所要時間：2～4時間程度

※査定官（厚生局）、立会官（財務局）

- 厚生局（財務局）からのあいさつ
- 申請者等のあいさつ
- 施設などの所在地における災害の状況（自治体から、管内の被害の状況やその根拠の説明）

★ 被災した施設の被害状況や原因の説明（30分程度：申請者が説明）

災害と被害の関係について、資料をもとに説明

※資料は、災害と被害の関係がわかるようにして下さい。

（被災部分を撮影した写真、被災部分を図面にマークするなど）

- ・ 浸水の場合：壁のどこまで浸水したか
- ・ 壁のひび割れの場合：ひび割れした範囲 など

★ 被災内容質疑（30分程度）

被災状況について、査定官・立会官より質問（老朽化との関連など）

- 復旧方針の決定（5分程度）（原形復旧、原形復旧不可能、原形復旧困難、原形復旧不适当）

★ 工事内容・費用の説明（30分程度：申請者が説明）

工事内容（施工方法・範囲）と被害との関係や費用の算出根拠について、説明。

★ 工事内容・費用についての質疑（30分程度）

工事内容と被害との関係や費用の算出根拠について、査定官・立会官より質問。

- 査定内容の決定（15分程度）

・ 申請者・関係者は退席させ、査定官と立会官とで査定内容を決定。

★ 査定内容の通告・朱入れ指示（15分程度）

・ 申請者・関係者を入室させ、査定内容を伝え、朱入れ作業を指示。